

青森市特別職の職員の給与に関する条例（抄）

平成十七年四月一日

条例第四十九号

（趣旨）

第一条 この条例は、次に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）の受ける給与について、必要な事項を定めるものとする。

- 一 市長
- 二 副市長
- 三 公営企業管理者
- 四 常勤の監査委員
- 五 議会議員
- 六 教育委員会委員（教育長の職を兼ねる委員を除く。）
- 七 選挙管理委員会委員
- 八 非常勤の監査委員
- 九 農業委員会委員
- 十 固定資産評価審査委員会委員
- 十一 総合計画審議会委員
- 十二 国民保護協議会委員
- 十三 防災会議委員
- 十四 情報公開・個人情報保護審査会委員
- 十五 指定管理者選定評価委員会委員
- 十六 公共サービス外部化監理委員会委員
- 十七 特別職報酬等審議会委員
- 十八 退職手当審査会委員
- 十九 公務災害補償等認定委員会委員
- 二十 入札監視委員会委員
- 二十一 就学指導委員会委員
- 二十二 社会教育委員
- 二十三 スポーツ推進審議会委員
- 二十四 図書館協議会委員
- 二十五 健康福祉審議会委員

- 二十六 障害支援区分判定等審査会委員
- 二十六の二 子どもの権利擁護委員
- 二十六の三 子ども・子育て会議委員
- 二十七 民生委員推薦会委員
- 二十八 養護老人ホーム入所判定委員会委員
- 二十九 勤労青少年ホーム運営審議会委員
- 三十 市営住宅入居者選考委員会委員
- 三十一 消費生活審査会委員
- 三十二 交通安全対策会議委員
- 三十三 中央卸売市場取引委員会委員
- 三十四 中小企業者等新事業審査会委員
- 三十五 社会資本整備評価委員会委員
- 三十六 景観審議会委員
- 三十七 都市計画審議会委員
- 三十八 開発審査会委員
- 三十九 土地区画整理審議会委員
- 四十 住居表示審議会委員
- 四十一 建築審査会委員
- 四十二 国民健康保険運営協議会委員
- 四十三 地域密着型サービス等運営審議会委員
- 四十四 急病センター運営審議会委員
- 四十五 小児慢性特定疾患医療審査会委員
- 四十六 感染症診査協議会委員
- 四十七 予防接種健康被害調査委員会委員
- 四十八 廃棄物減量等推進審議会委員
- 四十九 横内川水道水源保護審議会委員
- 五十 病院運営審議会委員
- 五十一 自動車運送事業運営審議会委員
- 五十二 競輪経営企画委員会委員
- 五十三 地方独立行政法人評価委員会委員
- 五十四 第三セクター経営評価委員会委員

五十五 専門委員

五十六 スポーツ推進委員

五十七 土地区画整理評価員

五十八 職員懲戒審査委員会委員

五十九 選挙長

六十 投票管理者及び開票管理者

六十一 投票立会人、開票立会人及び選挙立会人

六十二 前各号に掲げる職員以外の非常勤の職員

(平成一八条例三・平成一八条例五・平成一八条例八・平成一八条例二二・平成一八条例二六・平成一八条例三二・平成一八条例四三・平成一八条例四四・平成一八条例四五・平成一八条例四六・平成一八条例六六・平成一九条例二・平成一九条例四・平成一九条例七・平成一九条例一八・平成二〇条例八・平成二〇条例五九・平成二二条例八・平成二三条例三四・平成二四条例二二・平成二四条例五八・平成二四条例六五・平成二五条例一六・平成二五条例二四・平成二五条例二九・一部改正)

(市長等の給与)

第二条 前条第一号から第四号までに掲げる職員(以下「市長等」という。)の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか給料、期末手当及び寒冷地手当とする。

(平成二四条例五八・一部改正)

(市長等の給料月額)

第三条 市長等の給料月額は、別表一に掲げる額の範囲内で、市長が定める額とする。

(市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給)

第四条 市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例(平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百三十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。

(平成一七条例三一〇・平成一九条例五〇・平成二一条例三五・平成二二条例二九・平成二四条例六八・一部改正)

(議会議員の給与)

第五条 議会議員の受ける給与は、別表二による議員報酬及び期末手当とする。

(平成二〇条例三九・全改)

(議会議員の議員報酬額)

第六条 新たに議会議員になった者には、その日から議員報酬を支給し、退職又は死亡等により議会議員でなくなったときは、その当月分までの議員報酬を支給する。

2 前項の場合における議員報酬は、重複してこれを支給しない。

(平成二〇条例三九・追加)

(議会議員の期末手当の支給)

第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百三十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。

(平成一七条例三一〇・平成一九条例五〇・一部改正、平成二〇条例三九・旧第六条線下、平成二一条例三五・平成二二条例二九・平成二四条例六八・一部改正)

(委員等の給与)

第八条 第一条第六号から第五十八号までに掲げる職員(以下「委員等」という。)の受ける給与は、別表三による報酬とする。

(平成二〇条例三九・追加、平成二四条例五八・一部改正)

(市長等、議会議員及び委員等以外の職員の給与)

第九条 第一条第五十九号から第六十二号までに掲げる職員に支給する給与は、報酬としてその額は市長と各任命権者が協議して定める。

(平成一八条例五・一部改正、平成二〇条例三九・旧第七条線下・一部改正、平成二四条例五八・一部改正)

(委員等の報酬額)

第十条 委員等の報酬額が月額で定められている場合は、新たに委員等になった者には、その日から報酬を支給し、退職又は死亡等により委員等でなくなったときは、その当月分までの報酬を支給する。

2 委員等の報酬額が年額で定められている場合は、就職の月から退職又は死亡の月分まで月割計算によって報酬を支給する。

3 委員等の報酬額が日額で定められている場合は、勤務日数に応じて報酬を支給する。

4 第一項及び第二項の場合における報酬は、重複してこれを支給しない。

(平成二〇条例三九・旧第八条繰下)

(給与の支給方法)

第十一条 給与の支給方法については、一般職の職員の例による。

(平成二〇条例三九・旧第九条繰下)

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平成二〇条例三九・旧第十条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、合併前の浪岡町議会議員であった者で引き続き青森市議会議員となったものの施行日以後の報酬の額については、平成十八年十一月二十五日までの間のうち議長又は副議長の報酬の額を受ける期間以外の期間にあっては、別表二の規定にかかわらず、月額五十一万五千元とする。

3 第六条の規定によりその規定の例によるとされる一般職給与条例第二十七条第二項の規定の適用については、同項に規定する在職期間に合併前の青森市議会又は浪岡町議会の議員としての在職期間を通算する。

4 施行日の前日までに、合併前の青森市特別職の職員の給与に関する条例(昭和三十一年青森市条例第三十五号)、浪岡町報酬に関する条例(昭和三十二年浪岡町条例第八号)又は浪岡町特別職の職員の給料等に関する条例(昭和三十年浪岡町条例第六号)(以下この項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定により支給すべき理由を生じた給与については、なお合併前の条例の例による。

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第四条及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「百分の百六十」とあるのは「百分の百四十五」とする。

(平成二一条例二四・追加)

(議員報酬等に関する特例措置)

6 平成二十五年四月一日から平成二十六年十一月二十五日までの間における議会議員の議員報酬及び期末手当に関する別表二の規定の適用については、同表中「七一八、〇〇〇

円」とあるのは「六四六、二〇〇円」と、「六五八、〇〇〇円」とあるのは「五九二、二〇〇円」と、「六三三、〇〇〇円」とあるのは「五六九、七〇〇円」とする。

(平成二五条例二六・追加)

別表一(第三条関係)

(平成一八条例三・平成一九条例四・一部改正)

区分	給料額
市長	月額 一、一八〇、〇〇〇円
副市長	月額 九三一、〇〇〇円
公営企業管理者	月額 七四七、〇〇〇円
常勤の監査委員	月額 五八八、〇〇〇円

別表二(第五条関係)

(平成二〇条例三九・追加)

区分	議員報酬額
議会議員	月額 議長 七一八、〇〇〇円 副議長 六五八、〇〇〇円 議員 六三三、〇〇〇円